

米国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う査証に関する Q&A

Q：コロナウイルスの影響でビザ申請・審査にどのような変化があるか？

A：以下の変化がある。

- 大使館・領事館でのビザ面接が一時停止になった。いつ面接が再開されるかは未定である。面接キャンセルの通知が電話・メールなどで届いているので、注意する必要がある。
- 移民局での面接や指紋採取（永住権申請など）が一時停止になった。少なくとも4月1日までは再開されない。予約キャンセルの通知が電話・メールなどで届いているので、注意する必要がある。
- 移民局での就労ステータス申請(I-129)及び永住権申請(I-140)の特急申請(Premium Processing)が一時受付停止になったため、審査に半年ほどかかる可能性もある。審査期間中に米国を出てはいけない場合もあるため海外渡航の予定には要注意である。具体的には以下のステータス申請に影響がある。
 - a. **I-129**: E-1, E-2, H-1B, H-2B, H-3, L-1A, L-1B, LZ, O-1, O-2, P-1, P-1S, P-2, P-2S, P-3, P-3S, Q-1, R-1, TN-1 and TN-2.
 - b. **I-140**: EB-1, EB-2 and EB-3.
- 移民局での申請書の署名を原本ではなくコピーで受け付けられるようになった。しかし、電子署名ではなく、紙にインクで署名した書類のコピーを提出する必要がある。
- 雇用主の義務として雇用時などに就労資格確認のための Form I-9 の手続きを行う必要があるが、就労資格（ビザ、グリーンカードなど）の原本を確認する必要が一時的になくなり、ビデオチャットやメールでの書類確認ができるようになった。詳細は以下を参照：<https://www.ice.gov/news/releases/dhs-announces-flexibility-requirements-related-form-i-9-compliance>
- 3月21日より30日間、カナダやメキシコへの出入りは Essential（必要不可欠）な理由のみに限られる。旅行などの理由で渡航することはできない。

Q：米国への入国制限は現在どうなっているか？

A：以下の国・地域に14日以内に渡航したことがある方（米国市民及び永住権保持者を除く）は入国禁止になっている。

- 中国（香港・マカオを除く）

- イラン
- ヨーロッパ (Schengen Area 26 カ国)
- イギリス
- アイルランド

※3月23日時点

Q：ESTA で米国にいるが、滞在期間を延長することはできるか？

A：基本的に ESTA の滞在期間を延長したり他のステータス（B1B2—出張・観光）に変更することはできない。ただし、急病など、特別な場合は最長 30 日まで延長することが可能である。また、現時点では以下の地域や空港から入国した方に対して滞在期間の延長することが可能である。詳しい手続きは申請場所によって異なるので、それぞれの CBP Deferred Inspection Site に問い合わせをすべし。 <https://www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites>

- John F. Kennedy International Airport (JFK)
- Newark Liberty International Airport (EWR)
- Boston-Logan International Airport
- Chicago O'Hare International Airport
- Los Angeles International Airport-LAX
- Miami International Airport
- Raleigh Durham Airport
- Vermont
- Milwaukee
- Honolulu
- Houston

Q：ビザ更新のため日本に帰って面接を受ける予定だったが、米国に残って更新をする術はあるか？

A：ビザスタンプ（渡航許可）は米国外の大使館・領事館でしか申請はできないが、ステータス（就労許可）は米国内で延長することができる。E ビザや L ブランケットビザ保持者を含め、米国内の移民局に就労許可の延長申請を提出することができるが、手続きに時間がかかる場合があるので、必要な場合は至急移民弁護士に相談することをお勧めする。

Q：自宅勤務によるビザへの影響はあるか？

A：H1B 保持者に関しては自宅に就労に関する掲示をしたり、労働局・移民局に通知を出す必要がある可能性があるため、至急移民弁護士に相談することをお勧めする。

Q：J1 ビザに何か影響はあるか？

A：3月12日から60日間新しい研修プログラムの許可が一時停止になったため、5月中旬以前の研修スタートを予定している場合は研修開始日の調整をする必要がある。

Q：ビザ関連で現時点において何か準備しておくことはあるか？

A：以下をお勧めする。

1. 新しくビザを申請する場合はいつビザが取得できるかわからない状態なので、赴任日の調整をする。
2. 半年以内に現在のビザステータスの更新が必要な方は早めに弁護士に問い合わせ、申請のタイミングを検討する。
3. 大使館・領事館や移民局での面接が再開され次第申請ができるよう、今から申請書類の準備を整えておく。

Q：最新情報はどこで入手できるか？

A：以下のウェブサイトを参照すると良い。

- 大使館・領事館でのビザ面接：<https://jp.usembassy.gov/ja/>
- 移民局での面接や指紋採取：<https://www.uscis.gov/about-us/uscis-response-coronavirus-disease-2019-covid-19>
- その他移民局での動向：<https://www.uscis.gov/>
- 渡航制限：<https://travel.state.gov/content/travel/en/traveladvisories/ea/covid-19-information.html>

【お断り】このコラムで提供している情報は一般情報として伝えているものであり、特定の状況に対する法的アドバイスではありません。これらの情報には例外があることもあり、ビザ申請者の状況によっては全く違う戦略が好ましい場合もあります。特定の状況に適した法的アドバイスが必要な場合は必ず事前に専門の弁護士にご相談下さい。